

板橋公園再整備・管理運営事業における事業者選定委員会の設置及び運営に関する要綱
(令和6年7月5日区長決定)

(目的)

第1条 板橋区が設置する板橋区立板橋公園における再整備・管理運営事業（設計・施工一括発注方式、公募施設管理制度及び指定管理者制度に係る事業をいう。以下同じ。）を計画し、及び実施するにあたり、当該事業の遂行にあたる適切な事業者を厳正かつ公正に選定するため、事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会にあたり、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 公募設置等指針の内容に関すること
- (2) 事業者を選定するための評価の基準に関すること
- (3) 事業者の選定に関すること

(組織及び委員の構成)

第3条 選定委員会は、区長が委嘱し、委員長、委員あわせて7人をもって組織する。

- 2 選定委員会の委員のうち4人は外部委員とし、そのうち2名は学識経験者とする。
- 3 選定委員会の委員のうち3人は内部委員とし、それぞれ副区長、土木部長、都市整備部長の職にある者を持って充てる。
- 4 選定委員会に委員長を置き、土木部長をもって充てる。
- 5 委員長は、選定委員会を代表し会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度内において選定等が終了するまでとする。
- 8 委員は再任することができる。

(会議)

第4条 選定委員会の開催は、委員長の招集により開催する。

- 2 選定委員会は、委員長ほか、外部委員3名を含む5人以上で行う。
- 3 委員長が急を要すると認めたとき又は選定委員会の会議を要しないと認めたときは、書面（文書以外の方法によって通信文その他の情報（音声を含む。）を伝達する通信方式を含む。）の方法による会議に代えることができる。
- 4 選定委員会の委員のうち、選定委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは、その事項に関する審議に参加することはできない。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した申請団体を選考対象外とする。
- 3 委員は、審査の過程において知りえた情報を公表してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、区長及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(資料の提出等の要求)

第6条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、土木部みどりと公園課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日にその効力を失う。